

長野県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との信州創生に向けた連携に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、信州創生に向けた取組推進により、長野県の地域活力の創出を目指し、次のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

本協定は、甲と乙が有する互いの強みや専門性を活用し、地域の課題に適切に対応することにより、信州創生に寄与することを目的とする。

第2条(連携事項)

甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の安心・安全に関すること
- (2) 文化・芸術の振興に関すること
- (3) 婚活支援・女性活躍推進に関すること
- (4) 県内企業の支援に関すること
- (5) 観光・物産の振興に関すること
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

第3条(守秘義務)

甲および乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示、または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本協定に基づく活動における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

第4条(有効期間)

本協定の有効期間は、平成28年11月25日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第5条(協議による解決)

本協定に定めのない事項または本協定の条項を運用するにあたり、甲と乙の間に疑義が生じた場合には甲と乙とは誠意をもって協議のうえ、解決する。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成28年11月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事

阿部 守一

乙 東京都新宿区市新宿1-26-1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
常務執行役員
濱 隆司